

2 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	会長 佐藤義信			
電話	022-276-4850	ファックス	022-276-4850	ホームページ	http://www.miyakiren.jp			
設立	昭和63年3月31日	改革分類	自立支援団体	県担当課	総務部 消防課			
出資等の状況	第1位	- (-)	第2位	- (-)	第3位	- (-)	その他	- (-)
		千円		千円		千円	千円	
設立目的(定款等)	危険物に関する安全管理の調査研究、取扱いに係る指導、防災思想の啓発普及を図り、もって危険物による災害の防止と公共の安全確保に寄与するため。							
	出資等総額						0 千円	(0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	県委託事業(危険物取扱者保安講習)	15,627	15,471	14,822	県から受託する危険物取扱者保安講習
	全体事業に占める割合	81.8%	76.0%	75.5%	
事業2	全危協委託事業(定期点検事務実施制度)	1,757	2,485	1,554	財団法人全国危険物安全協会から受託する地下タンク等点検技術者講習及び検査証(ラベル)交付
	全体事業に占める割合	9.2%	12.2%	7.9%	
事業3	防災意識高揚事業	1,046	1,250	987	危険物に係る災害防止及び保安に関する図書、パンフレット等の刊行配付。会報発行事業
	全体事業に占める割合	5.5%	6.1%	5.0%	
その他の事業	専門技術研修事業等	682	1,153	2,271	
	全体事業に占める割合	3.6%	5.7%	11.6%	
全体事業費		19,112	20,359	19,634	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
当連合会は、昭和45年に発足し、その後昭和63年に法人化を経て、平成25年4月1日から一般社団法人に移行。設立以来、県からの受託事業である保安講習の実施を主として、危険物に関する安全管理や防災思想の普及啓発を図っている。当連合会は危険物取扱事業所等で構成する県内唯一の団体であり、消防本部との密接な連携・協力体制を持っており、今後とも危険物取扱者の資質の向上と危険物による災害防止の普及啓発に努める。	消防法上、県が行うこととされている危険物取扱者の保安講習について、多年にわたり受託実績があり、今後も県の受託先となりえる県内唯一の団体として、その役割を継続して担うことが期待される。 また、団体の公益的使命・役割を果たすため、今後とも危険物取扱者の向上や危険物による災害防止の普及啓発の役割を担うことが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
保安講習申請者数は前年度を下回ったものの講習会への効果測定の実施などにより危険物取扱者の資質の向上を図った。 地区協会担当者会議を開催するなどして消防本部との連携を図った。	主たる事業である危険物取扱者の保安講習については、受講者は減少したものの、関係機関との連携を図り、受託業務を適切に実施したほか、講習会において独自に効果測定を実施するなど、県として期待する役割を果たしている。 また、危険物による災害防止の普及啓発については、DVDや小冊子の配布などの例年ベースの取り組みではあるが、こうした取り組みは継続して実施することが重要であり、団体としての使命・役割を果たす事業として一定の評価ができる。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	税理士との顧問契約を締結し、会計事務の税務申告等の迅速化・効率化を図った。 臨時職員の適年採用により事務局体制の強化を図った。 未整備の規定の策定や他県類似団体における職員の育成状況を参考に職員の人材育成を図る。	会計事務等の迅速化・効率化や事務局体制の強化による組織運営の健全化に取り組んでいることは評価できるが、規定等の整備や更なるコンプライアンスの確保など改善の余地があることから、必要な指導・助言に努める。	B
ロ 財務の健全性 ※1	当連合会は県からの危険物取扱者保安講習事業が総事業費の7割を超えており、県への依存度が非常に高くなっているが、今後は支出の削減、会費の値上げや準備講習の実施などにより自主財源の比率を高めるよう努める。	既に団体として、歳出削減に加えて、会費の値上げ及び準備講習の実施による歳入確保に向けた取組を開始しており、その方向性は適切であると考えられるので、今後必要に応じて指導・助言に努める。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	職員の採用により組織は強化されたものの、財務状況については厳しい状況にあることから会議費等支出の削減、会費の値上げや試験準備講習による収支状況の改善に努める。	組織運営及び財務状況について、いずれも改善の余地は認められるものの、団体としてその状況を認識し、特に財務状況については、具体的改善策を講じる前向きな姿勢が見て取れることから、引き続き必要に応じて指導・助言を行いながら経過を見守っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	3,534	3,127	1,573	△ 1,554
	流動資産	3,459	3,052	1,498	△ 1,554
	固定資産	75	75	75	0
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	151	186	316	130
	流動負債	151	186	316	130
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	3,383	2,941	1,256	△ 1,685
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	3,383	2,941	1,256	△ 1,685	
正味財産増減計算書	経常収益	20,222	21,778	19,948	△ 1,830
	うち事業収益	17,360	18,549	17,143	△ 1,406
	経常費用	19,730	22,220	21,633	△ 587
	うち管理費	703	1,861	1,999	138
	評価損益等調整前当期経常増減額	492	△ 442	△ 1,685	△ 1,243
	当期経常増減額	492	△ 442	△ 1,685	△ 1,243
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	492	△ 442	△ 1,685	△ 1,243
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
	当期正味財産増減額	492	△ 442	△ 1,685	△ 1,243
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	14,893	15,102	14,455	△ 647
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	14,893	15,102	14,455	△ 647
	総収入 ※3	20,222	21,778	19,948	△ 1,830
	総収入に対する補助金等割合	73.6%	69.3%	72.5%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
（なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	95.7%	94.1%	79.8%	-14.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	2290.7%	1640.9%	474.1%	-1166.8%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	2.4%	-2.0%	-8.4%	-6.4%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	3.5%	8.5%	10.0%	1.5%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	12 (0)	11 (0)	14 (0)	平均年齢	-
職員	常勤職員 (※4)	1	1	0	平均年収 (千円)	-
	プロパー職員	1	0	0	常勤職員(プロパー)	
	県OB	0	1	0	平均年齢	-
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	-
	その他の派遣職員	0	0	0		
	上記以外の職員(※5)	0	2	2		

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。